

「沖縄県教育振興基本計画（案）」に対するご意見及びご意見に対する考え方

No.	該当箇所	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
1	表紙	発行主体は沖縄県教育委員会ではなく、沖縄県とするべきである。	<p>他府県では、教育振興基本計画の作成主体は、県、県教委、県と県教委の並列表記の3種が見られる。</p> <p>教育基本法第17条第2項に基づいて「地方公共団体」である「沖縄県」が定めるべきである。</p> <p><u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の「教育委員会の職務権限」に、教育振興基本計画の作成が定められていない以上、教育委員会が定めることは越権行為である。</u></p> <p>そもそも、本沖縄県教育振興基本計画について、県教委のホームページで実施された県民アンケートにおいても、大学教育や私学教育に関する質問が皆無で、沖縄県教育委員会は県全体の教育振興基本計画を作成する能力を欠いている。</p> <p>2021年7月26日に沖縄県議会において、「県立高校生自死事案についての全容解明のための再調査等を求める決議」が全会一致で決議された。県民の総意によって、その調査が「調査の短さや調査に疑問が残るなど遺族等が納得できる内容になっていない」とされた沖縄県教育委員会は、沖縄県教育振興基本計画の作成主体としてふさわしくない。</p> <p>選挙で選ばれていない県教育委員会が、主権者である県民の意向から離れた独善的な教育行政を行ってきたことが、批判されているのである。</p> <p>沖縄県教育振興基本計画は平成24年には「沖縄県」が作成主体であったのに、平成29年の【後期改訂版】では「沖縄県教育委員会」が作成主体に改悪された。「沖縄県」に戻すべきである。</p>	<p>第2期教育振興基本計画について、当初計画は、「平成24年沖縄県」と表記されております。教育振興基本計画は、教育委員会の所掌である「教育に関する事務」（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第19号）に該当することから、知事部局と協議し、後期改訂版から「沖縄県教育委員会」と表記したところです。</p> <p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（教育委員会の職務権限） 第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 1～18（略） 19. 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。</p>
2	1頁・14～17行目	「同年（＝平成24年）7月には、第2期計画にあたる「沖縄県教育振興基本計画」（計画期間：平成24～令和3年度）を策定しました。」は、沖縄県教育委員会が策定したことになっている。同文書の主体は「沖縄県」である。歴史を偽造してはいけない。	<p>下記に「平成24年沖縄県」と明記されている。  <a href="https://www.pref.okinawa.jp/edu/somu/edu/shisaku/documents/01_kihonkeikaku.pdf">https://www.pref.okinawa.jp/edu/somu/edu/shisaku/documents/01_kihonkeikaku.pdf</a></p>	

No.	該当箇所	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
3	2頁・5行目など 22か所	「人材育成」「人材活用」などの表現をなくし、人間の尊厳を大切にされた教育にすべきである。教育基本法に基づき「人格の完成を目指」すべきである。	<p>このことについては、「新たな振興計画（素案）に対する県民意見への県の考え方について」（沖縄県企画部令和4年2月）において、対応区分「①計画（案）に反映」として採用されている（p.24 意見番号89）。</p> <p>自分の意見を再録する。 「22 ページ3 行目など 183 か所「人材」という語が、目次を含め 183 回使われている。私は「人材」ではない。人間であり、人格である。人権がある。私の子どもたちも、友人・知人・家族・親戚もそのほかの県民も「人材」ではない。人間であり、人格である。人権がある。使う者の立場の視点だけで、<u>人間を、人格を、「人材」と呼ぶのはやめてもらいたい。</u>主権者である県民に対する冒瀆である。「人材」呼ばわりするから、人権侵害を繰り返す。少なくとも、専門教育を除く、幼小中高の公教育に関する言説から「人材」という語を一掃してもらいたい。</p> <p>教育基本法第1条（教育の目的） 「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」教育基本法に基づいて、「人格の完成」を目指す教育を行ってほしい。</p> <p>教育の目標（沖縄県平成24年） 「県は、個性の尊重を基本とし、国及び郷土の自然と文化に誇りをもち、創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興を期して、次のことを目標に教育施策を推進する。」</p> <p>人材育成を目標とした「沖縄県の教育」は息苦しく、子どもたちが幸せでない。「東京には人材がいる。地方には人物がいる。」という言葉を知りました。「沖縄には人物がいます」。これが沖縄の魅力です。」以上の自分の意見に対する担当部局である沖縄県企画部の「県の考え方」を再録する。「ご意見を踏まえ、『幼小中高の公教育に関する言説から「人材という語』については、可能な限り別の表現で記載いたします」沖縄県の「新たな振興計画」に基づいた沖縄県教育振興基本計画でなければならない。</p>	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	ご意見	理由	ご意見に対する考え方
4	5頁・1～2行目	「2 本県教育の現状」 「2(1) 学校教育」に、「教職員による暴力・暴言・ハラスメント」について取り上げるべきである。	児童生徒のいじめを取り上げて、教職員による暴力・暴言・ハラスメントを取り上げないのは、本県の「学校教育」の現状認識として妥当性を欠いている。	施策1-(2)-①「豊かな心を育む教育の充実」において、教職員が高い人権意識を持ち教育活動に取り組むことを記載しています。
5	6頁 8頁・25行目	「② 不登校」と「③ いじめ」 「いじめ・不登校」 「いじめ」と「不登校」を併記しないで欲しい。「いじめ」と「不登校」を続けて取り上げないで欲しい。	いじめは問題行動で、不登校は問題行動ではない。いじめは加害者、被害者の複数の人間の問題だが、不登校は個人の問題である。次元が異なる課題を、軽々に併記すべきではない。平成22年の「生徒指導提要」ですら、「いじめ」と「不登校」を切り離して論じている。	ご指摘の箇所は、学校における諸課題等について記載しているところです。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
6	27頁・26行目	成果指標 高等学校・特別支援学校のコミュニティ・スクール導入校の割合の目標値を設定しなければならない。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5で、教育委員会に学校運営協議会設置の努力義務が課されて2022年で5年目である。県立学校教育課の違法行為は、目に余る。法に基づいた教育振興基本計画でなければならない。	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
7	全体	県立高等学校・県立特別支援学校において、定員内であるにもかかわらず不合格とされ、「教育を受ける権利」を侵害されている県民がたくさんいる。この現状について記述し、それをすぐに廃止することを明記しなければならない。	県立高校・県立特別支援学校は県民のための教育機関である。県立学校の教職員のための機関でない。県立学校教育課と各県立学校は、日本国憲法第26条第1項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」を、公務員として尊重・擁護しなければならない(第99条)。入学時点での人権侵害が悪しき伝統になっており、県立高校教育全体が人権侵害を土台としているのである。貧困の世代間連鎖を断つことを目指した「新たな振興計画」のもとで、県立高校・県立特別支援学校の定員内不合格の全廃は、必須の教育行政方針である。	県立高等学校の入学者選抜においては、学ぶ意欲のある子どもたちへ高校教育の機会を提供することの重要性を認識し、可能な限り定員を確保することとしています。

※個人情報に関わる部分については省略させていただきます。